

担い手育成協定制度

1 目的

県と新規自営就農者の育成に理解のある農業経営体、市町村等関係機関が相互に連携・協力し、農業経営体で研修（雇用研修を含む。）した後に自営就農することを志向する者（自営就農志向者）に対して、農業経営者となるために必要な研修の実施等の支援を行うことにより、中核的な経営体（販売額 1,000 万円以上の経営体）となる認定新規就農者の確保・育成を図る。

2 協定の締結

1の目的を達成するために、県、農業経営体（協定経営体）及び市町村等関係機関が、島根県の次代を担う農業経営者育成協定（担い手育成協定）を締結。

3 協定経営体の要件

- （1）年間を通じて農業を行っていること。
- （2）自営就農志向者に対する研修を行う体制を整備していること。
- （3）過去に農業研修生の受入実績があること。
- （4）概ね 1,200 時間/年以上の研修が実施できること。
- （5）原則 2 年に 1 人以上の自営就農者の育成を目標とすること。

4 協定経営体の手続き

- （1）自営就農者育成計画（経営体としての育成計画）の作成、提出、共有
- （2）育成計画（個々の研修生に対する育成計画）の作成、提出、共有
- （3）就農報告（育成した個々の研修生が就農した際の報告）

5 関係機関によるサポート

- ・ 県、市町村、JA等の関係機関は、協定経営体と連携・協力し、それぞれの立場から、自営就農に向けた研修段階から就農後の経営確立段階に至るまで積極的なサポートを実施。
- ・ 就農までの間、関係機関は、少なくとも半年に 1 回は自営就農志向者及び協定経営体と研修状況や就農準備状況等について面談を実施。